

外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款

(約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客さまと三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、当社が別途定める特定の外国投資信託（以下「外国投資信託」といいます。）の収益分配金による同一の外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の追加購入を自動的に行う累積投資（以下「自動買付」といいます。）に関する取決めです。当社は、この約款に従ってお客さまと当該外国投資信託の収益分配金にかかる累積投資契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結します。
- 2 この約款に定めるほか、外国投資信託の購入、保管、返還、当社の責任等については、当社の定める証券取引約款、外国証券取引口座約款その他の約款の定めに従うものとします。ただし、累積投資専用型の外国投資信託である外貨建MMFにかかる累積投資契約は別に定めた「外貨建MMF累積投資約款」によるものとし、本累積投資約款の対象外とします。

(申込方法)

- 第2条** この契約は、外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）ごとに、当社所定の方法によりお申込みいただくものとします。
- 2 契約の締結があったとき、当社はこの約款に従い、当該外国投資信託の収益分配金により、当該外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の自動買付を行うこととします。

(自動買付の方法およびその停止等)

- 第3条** 前条第2項の収益分配金は、支払いの都度、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、および所定の方法によりお客さまに代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、お客さまの証券取引口座に繰り入れ、当社所定の期日に、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、価格、および所定の方法により、当該外国投資信託の受益証券をお客さまに代わって買付けます。受益証券の買付日、および買付による取得日は、当社が当該外国投資信託所定の手続きに鑑み定める収益分配金受領後の一定期間を経た日とします。
- 2 取得された外国投資信託の受益証券の所有権およびその元本、または果実に対する請求権は、前項の取得日からお客さまに帰属するものとします。
- 3 自動買付は、当該外国投資信託の目論見書に定められた最低申込金額を最低単位として、収益分配金のうち最低申込金額に満たない金銭は、お客さまがあらかじめ申出た方法にてお支払いするものとします。なお収益分配金のうち最低申込金額を超えた場合であっても、買付単位に満たない金銭は、当該外国投資信託の発行通貨建てにて、お客さまの証券取引口座に入金するものとします。
- 4 自動買付にかかる手数料等は不要とします。
- 5 自動買付を停止する場合、お客さまは、当社所定の手続きにより申し込むものとします。ただし、第1項に従い既に当社が収益分配金を受領している場合は、自動買付の停止の効力は、既に当社が受領した収益分配金の自動買付による当該外国投資信託の受益証券の取得後に生じるものとします。
- 6 前項に従って自動買付を停止した後、お客さまが自動買付の再開を申し込む場合は、第2条第1項の手続きに従い、再度申込みをするものとします。
- 7 NISA口座でお預りしている外国投資信託の収益分配金は、自動買付の対象とはなりません。
- 8 特定口座および一般口座でお預りしている外国投資信託の収益分配金は、自動買付の対象となります。特定口座と一般口座の両方開設されている場合には特定口座にて買付します。
- 9 第7項および第8項は、法人のお客さまには適用しないものとします。

(解約)

- 第4条** 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。
- (1) お客さまが所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき
 - (2) 当社が当該外国投資信託に関する累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき
 - (3) 本契約にかかる当該外国投資信託の受益証券が償還されたとき
 - (4) 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき

(その他)

- 第5条** 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- 2 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2023年7月